







上陸許可(再)  
21. JUL. 2024  
KANSAI  
入 国 許 可 日 本 国  
2253

入 国 許 可 日 本 国  
KANSAI  
19. FEB. 2024  
2525

出 国 入 国 許 可 日 本 国  
DEPARTED  
KANSAI  
3. FEB. 2024  
IMMIGRATION  
2152

別記第七号の四様式(第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の三関係)  
日本国政府法務省

指 定 書  
DESIGNATION

氏 名  
Name

HA SY SUU

国籍・地域  
Nationality/Region

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき  
上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of  
Annexed Table 1-5 of the Immigration Control and Refugee  
Recognition Act, the above mentioned person is permitted to  
engage in the activities designated as follows.

**CANCELLED**

「特定技能」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(昭和  
二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能  
の項の下欄第一号に係るものに限る。)をもって在留すること  
を希望する者が、下記の本邦の公私の機関との契約に基づい  
て、当該機関の業務に従事する活動



記  
機関名: ライフデザイン・カバヤ  
(本店所在地: 岡山県岡山市北区中仙道2丁目9番11号)

日本国法務大臣  
MINISTER OF JUSTICE JAPANESE GOVERNMENT